

判決年月日	平成 2 7 年 7 月 1 6 日	担当部	知的財産高等裁判所 第 4 部
事 件 番 号	平成26年(行ケ)10158号		
○発明の名称を「可食用酸及び／又はその酸性塩を含む薬剤組成物と用途」とする発明についての特許出願に係る拒絶査定不服審判請求を請求不成立とした審決について、審判請求と同時にした特許請求の範囲についての補正を看過した誤りがあるとして、審決を取り消した事例			

(特許出願等)

特願 2 0 0 6 - 5 0 1 3 2 8 号 (本願) , 不服 2 0 1 1 - 2 8 3 4 7 号事件 (本件審判)

(関連条文)

特許法 1 7 条の 2 第 1 項 4 号, 特許法施行規則 1 1 条 1 項

判 決 要 旨

本件は、原告が、発明の名称を「可食用酸及び／又はその酸性塩を含む薬剤組成物と用途」とする発明について特許出願をしたが、拒絶査定を受けたため、拒絶査定不服審判を請求したところ、特許庁が請求不成立審決をしたため、その取消しを求めた事案である。

本判決は、①原告が本件審判請求と同時に特許庁に提出した、「【書類名】」欄に「手続補正書」、「【提出日】」欄に「平成 2 2 年 1 2 月 日」と記載された書面 (本件書面 1) は、特許法施行規則 1 1 条 1 項所定の「様式 1 3」に適合するから、特許法 1 7 条の 2 第 1 項 4 号に基づく補正に係る手続補正書に該当するものと認められる、②そうすると、本件審判手続においては、本件書面 1 による補正が同条第 3 項ないし 5 項所定の補正の要件に適合するかどうかについて審理判断を行い、適法であれば、本件書面 1 による補正後の特許請求の範囲 (請求項 1 及び 2) の記載に基づいて発明の要旨認定を行い、その特許要件について審理判断を行うべきであったものであるが、本件審決には、本件書面 1 による補正がされたことを看過し、上記審理判断を行うことなく、本件書面 1 による補正前の特許請求の範囲の記載に基づいて発明の要旨認定を行った誤りがある旨判断し、本件審決を取り消した。